新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動制限指針

フェーズ	フェーズ判断基準	正課科目(授業)	課程外科目(国試対策等)	学生指導(窓口)	学生の入構	課外活動	食堂営業	購買部	スクールバス 運行	施設貸出
1	・感染への注意が必要な状態 ・学生及び教職員が散発的に感 染している状態	原則、対面授業を実施する (感染拡大防止措置を講じた 上で実施)	感染拡大防止措置を講じた上で実施する	感染拡大防止に留意して実施する	感染拡大防止措置を 講じた上で入構を認 める	感染拡大防止に留意して活動を認める	営業	営業	運行 (※1)	一部 貸出可 (※2)
2	・まん延防止等重点措置、緊急 事態宣言等の対象地域に指定 される等新規感染者数が増加 傾向にある場合 ・学生及び教職員の感染者が発 生するが、本学の教育活動に影 響がない状態	対面授業を中心としながら、履 修者が多い一部の科目はオン ライン授業で実施する。 対面授業は感染拡大防止措置 を講じた上で実施する	感染拡大防止措置を 講じた上で実施する	感染拡大防止に留意して実施する	感染拡大防止措置を 講じた上で入構を認 める	活動計画書を提出し許可されたクラブに対して感染拡大防止に留意して活動を認める	営業	営業	運行 (※1)	原則 貸出禁止 (※2)
3	・緊急事態宣言等が発令され、 学内で感染者が発生するなど 感染拡大の危険があると判断 される状態	オンライン授業を中心とする。 ただし、実験、実習、実技、演習(ゼミ)等の科目は原則対面 授業を実施する。 対面授業は感染拡大防止措置 を講じた上で実施する	感染拡大防止措置を講じた上で実施する	感染拡大防止に留意して実施する	感染拡大防止措置を講じた上で入構を認める	活動計画書を提出し許可されたクラブに対して感染拡大防止に留意して活動を認める。ただし、指導者等の管理下において活動することとする。	営業	営業	運行 (※1)	原則 貸出禁止 (※2)
4	・緊急事態宣言等により休講要 請がある場合 ・学内で多数の感染者が発生し 感染拡大の恐れがある状態	オンライン授業のみ	オンラインのみ実施 可	オンラインのみ実施可	入構禁止	活動禁止	営業停止	営業停止	運行休止	貸出禁止

^(※1) 東加古川便は10時からの運行開始とする(感染状況等により一部運行ダイヤを変更する場合がある)。

^(※2)施設の貸出にあたっては、借り受け者(主催者)が提出する「実施計画書」(任意様式)の内容に基づき、危機対策本部長が貸出の可否を決定する(「同意書の提出」必要)

[※] フェーズの設定は、上記目安を総合的に勘案して、危機対策本部長が決定する。

[※] この活動制限指針は、今後の状況に応じて変更する場合がある。